

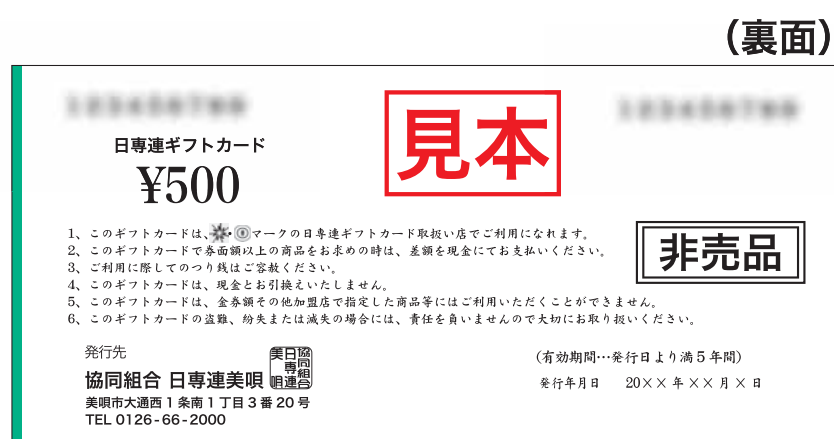
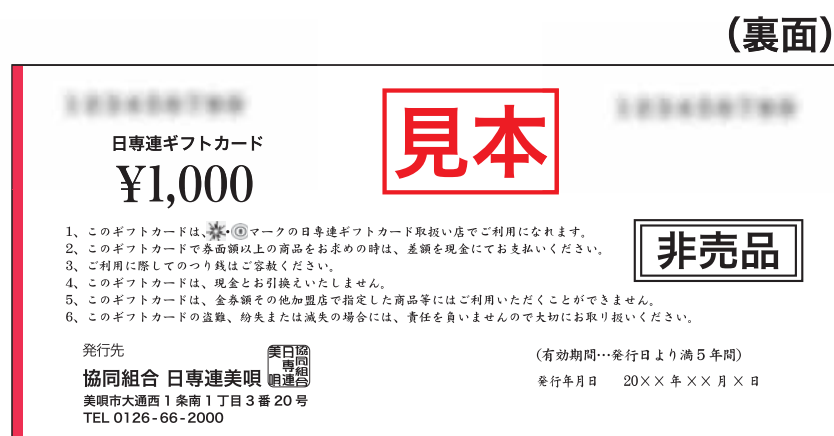
# 資金決済に関する法律に基づく利用終了 及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、協同組合日専連美唄発行の「日専連美唄商品券」につきまして、令和4年11月30日(水)をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「日専連美唄商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

## ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類 日専連美唄商品券



ご利用終了日

令和4年11月30日(水)

払戻しの申出期間

令和4年12月12日(月)～令和5年3月14日(火)  
受付時間は午前10時～午後4時まで(土、日、祝は除く)

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

申出及び払戻しの方法

協同組合日専連美唄事務所に未使用の日専連美唄商品券を持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

### ※持参出来ない場合

- ・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を協同組合日専連美唄事務所までお電話にてご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「日専連美唄商品券払戻し申請書」を送付いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の日専連美唄商品券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻し申請書記載内容と未使用の日専連美唄商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます。(返信用の切手代、振込手数料は当組合にて負担します)。

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

お問い合わせ先



協同組合 日専連美唄事務所

〒072-0024 美唄市西1条南2丁目1番21号 電話0126-66-2000(パナプラザいとう内)